

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 5月16日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治小学校・黄檗中学校環境衛生管理業務委託		
業務場所	宇治小学校・黄檗中学校		
委託期間	令和7年7月1日 ～ 令和11年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	宇治小学校・黄檗中学校環境衛生管理業務		
予 定 価 格	¥4,176,000 (税込)	最低基準価格	¥2,923,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(京都府内本店・支店・営業所) ②建築物環境衛生総合管理業登録 ③建築物環境衛生管理技術者の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月22日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年6月11日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有(47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年5月16日（金）午前9時から
令和7年5月29日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治小学校・黄檗中学校環境衛生管理業務委託仕様書

1. 業 務 委 託 名 宇治小学校・黄檗中学校環境衛生管理業務委託
2. 業 務 場 所 宇治小学校・黄檗中学校（延床面積約15,644㎡）
（地上4階、地下1階）
3. 業 務 委 託 期 間 令和 7年 7月 1日から
令和11年 6月30日まで
4. 業 務 概 要 宇治小学校・黄檗中学校の建物内環境を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管法」という。）および水道法等に基づいて適正に維持管理するとともに、建築物環境衛生管理技術者（以下「ビル管理技術者」という。）を選任し、下記5.業務内容に基づき業務を行い、その記録を法定保存期間保持管理し、必要に応じて所管保健所へ届出するものとする。なお、保健所の立ち入り検査がある場合の立会い費用等は委託料に含むものとする。
5. 業 務 内 容 別紙参照
6. 提 出 書 類 着手届、年間作業工程表、作業日程表、作業風景写真、報告書、完了届、その他指示した資料
完了届及び報告書、写真については毎月の請求時に書面で送付すること。
7. 支 払 い 委託料の支払いは、契約額の1/48相当額を毎月支払いとする。
小数点以下の端数が生じる場合は最終支払時に調整する。

8. 共通留意事項
- ・ 作業の実施に際し、学校施設及びその他の施設に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。
 - ・ 作業の実施に際し、事前に学校と作業日時及び所要時間を調整を行い担当係員に連絡をすること。また、作業終了時も連絡および報告すること。
 - ・ 学校における、工事及び修繕業務が行われている場合があるため、担当係員と調整を行うこと。
 - ・ 不良箇所を発見した場合は、見積書を提出すること。
 - ・ 本業務に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決すること。

(1) 業務の種類

ア. 建築物環境衛生管理技術者の選任および管理業務

イ. 空気環境測定業務（学校内12点） 2ヶ月以内毎に1回実施（H25.7月から）

ウ. 水質検査業務

① 一般項目検査業務 委託期間中4回実施（1回／年）

② 精密項目検査業務 委託期間中4回実施（1回／年）

③ 残留塩素濃度測定業務 7日以内毎に1回実施

エ. 衛生害虫防除業務 委託期間中8回実施（2回／年）

オ. 汚水量確認業務 2ヶ月毎に1回実施

(2) 業務の内容

ア. 建築物環境衛生管理技術者の選任及び管理業務

「ビル管法」に基づき、建物の維持管理が環境衛生上、適正に行われるように監督させるためビル管理技術者を選任し、関連の管理業務を実施する。

(ア) 月1回以上の校内巡視、点検（空気環境の調整関係、給排水関係、清掃関係、ゴミ処理関係、昆虫等の発生状況について）

(イ) 維持管理業務計画立案、全般的な監督

(ウ) 環境衛生上の維持管理に関する測定または検査の実施とその結果の評価

(エ) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査とその結果の評価

(オ) 維持管理が管理基準に従って行われるようにする必要がある場合の意見具申

(カ) 帳簿書類の保持管理（5年間保存）

A 管理基準に関する帳簿書類

- ・ 空気環境の調整、給水および排水の管理、ならびに昆虫などの防除の状況
- ・ これらの措置に関する測定または検査の結果
- ・ 当該措置に関する設備の点検および整備の状況

B 特定建築物の維持管理に関し、環境衛生上に必要な事項を記載した帳簿書類

イ. 空気環境測定業務（校内12点）

測定はビル管理技術者または空気環境測定実施者（講習修了者）1名によって行う。

(ア) 測定業務は、1点に対して1日2回（午前、午後）測定する。

(イ) 測定の対象は、浮遊粉塵、一酸化炭素、炭酸ガス、温度、相対湿度、気流の6

項目とする。

ウ．水質検査業務

①②精密項目検査および一般項目検査業務について、水質基準に関する厚生省令に定める方法またはこれに同等以上の精度を有する方法により、6ヶ月以内毎に1回実施し、1回目は精密項目について検査を実施し、2回目は一般項目について検査を行うものとする。なお、検査項目は別紙【検査項目表】のとおりとする。

※ 但し、精密項目検査は6～9月に実施するものとする。

③残留塩素濃度測定業務については末端の水洗に含まれる残留塩素の測定（2箇所）を7日以内毎に1回定期的に行う。その場合において異常を認めたときは、ただちに適正な措置を講ずる。

エ．衛生害虫防除業務

害虫の防除に関し、事前調査の上、その結果によって防除に関する計画立案の上実施するものとする。

① 対象害虫

ゴキブリ、蚊、蝇、だに等

② 施工方法、使用薬剤等

ULV法（スミスリン乳剤）…厨房等

煙霧法（SV油剤等）…ホール、ロビー等

残留噴霧法（SV乳剤等）…各教室、トイレ等

薬剤投入法（SV乳剤、粒剤等）…会所桧各所等

殺虫プレート（ジクロロボス樹脂蒸散剤）…会所桧各所等

オ．汚水量確認業務

奇数月の15日（土日祝の場合は翌営業日）にグラウンドに設置している、汚水量（下水量）メーター数値を確認し、メーター数値の写真を撮影し報告すること。

初回は学校管理課職員の立ち会いのもとに行う。

【検査項目表】

水質検査項目

検 査 項 目	一 般 項 目	精 密 項 目
1. 一般細菌	○	○
2. 大腸菌	○	○
3. 鉛及びその化合物		○
4. シアン化物イオン及び塩化シアン		○
5. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
6. クロロ酢酸		○
7. クロロホルム		○
8. ジクロロ酢酸		○
9. ジブロモクロロメタン		○
10. 臭素酸		○
11. 総トリハロメタン		○
12. トリクロロ酢酸		○
13. ブロモジクロロメタン		○
14. ブロモホルム		○
15. ホルムアルデヒド		○
16. 亜鉛及びその化合物		○
17. 鉄及びその化合物		○
18. 銅及びその化合物		○
19. 塩化物イオン	○	○
20. 蒸発残留物		○
21. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○
22. PH値	○	○
23. 味	○	○
24. 臭気	○	○
25. 色度	○	○
26. 濁度	○	○

27. 亜硝酸態窒素	○	○
28. 塩素酸		○